

**改正**

平成11年4月1日教委規則第1号

平成21年10月1日教委規則第4号

平成26年9月1日教委規則第1号

池田町立美術館規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、池田町立美術館条例（平成6年池田町条例第4号。以下「条例」という。）第14条の規定により、池田町立美術館（以下「美術館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

**第2条** 美術館の休館日は次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に開館又は休館することができる。

(1) 毎週月曜日

(2) 12月29日～翌年1月3日まで

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

2 指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て休館日を変更することができる。

(開館時間)

**第3条** 美術館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(観覧等の承認)

**第4条** 条例第6条の規定により美術館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は条例第9条の規定による観覧料の納付があった場合は、観覧券（様式第1号）を交付するものとする。

2 条例第10条第1項の規定による特別観覧及び条例第11条第1項の規定による施設使用の承認を受けようとする者は、申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、施設使用及び特別観覧を承認したときは、申請者に承認書（様式第3号）を交付するものとする。

(観覧料等の免除)

**第5条** 条例第13条の規定による観覧料等の免除を受けようとする者はあらかじめ免除申請書（様式第4号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、観覧料等の免除を承認したときは、申請者に承認書（様式第5号）を交付するものとする。

3 条例第11条第1項の規定による施設使用の承認を受けた場合は、承認期間中当該展示室のみへ入館した者の観覧料は免除するものとする。

（遵守事項）

**第6条** 美術館に入館した者は、次の事項を守らなければならない。

- （1） 展示品に触れないこと。
- （2） 展示品の近くでインキ等を使用しないこと。
- （3） 所定の場所以外で喫煙又は飲食しないこと。
- （4） 許可なく展示資料の撮影、模写等を行わないこと。

（入館制限等）

**第7条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは入館を拒否し退館を命じ又は許可を取り消し、その他必要な措置を講ずることができる。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- （2） 管理上支障があると認められるとき。
- （3） その他教育委員会が必要と認めるとき。

（作品等の滅失・損傷）

**第8条** 指定管理者は、美術館の絵画、資料及び施設等が滅失又は損傷したときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

（損害・賠償）

**第9条** 観覧者は建物、設備、器具及び展示美術品等をき損し又は滅失したときは、次の各号に定めるところにより損害を賠償しなければならない。

- （1） 建物、設備及び器具等をき損又は滅失した場合は、現品又はき損の箇所の修理のために必要と認められる経費に相当する額
- （2） 展示美術品等をき損又は滅失した場合は、その美術品等の時価又はき損の箇所の修理のために必要と認められる経費に相当する額

2 前項の規定に係わらず、天災その他特別な理由があると認められるときは、教育委員会は損害賠償義務を免除することができる。

(協議会の組織)

**第10条** 協議会に委員の互選による会長、副会長各1名を置く。

- 2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(協議会の会議)

**第11条** 協議会の会議は、教育委員会の諮問により会長が招集する。

- 2 協議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数の賛成がなければならない。

(補則)

**第12条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則** (平成11年4月1日教委規則第1号)

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

**附 則** (平成21年10月1日教委規則第4号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

**附 則** (平成26年9月1日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 別添

#### 観覧料等の免除基準

区分	免除額
(1) 町内の小学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる児童生徒が教職員に引率されて学習のため観覧等するとき	別表第1及び別表第2に定める額の全部の額
(2) 池田町芸術文化協会に加盟している芸術文化団体が主催となり、芸術文化の振興を図るため展覧会、学習会、研修会、その他これに類するものに使用するとき	別表第3に定める額の2分の1の額

(3) 前各号に掲げるもののほか教育長が特別 の理由があると認めるとき	別表第1から第3に定める額の全部又は一部の 額
--	----------------------------

様式 (省略)